

一般社団法人日本ホームヘルス機器協会特定個人情報に関する取扱規程

(平成27年10月8日制定)

第1章 総則

第1条 (目的)

本規程は、本会が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)、
「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。)
及び「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報等の適正な取り扱いと特定個人情報等の保護に係る安全管理措置を定めるものである。

第2条 (定義)

本規程で掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

なお、本規程における用語は、他に特段の定めのない限り番号法その他の関係法令の定めに従う。

- ①「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報であって、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- ②「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう(番号法第2条第6項及び第7項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項における個人番号)。
- ③「特定個人情報」とは、個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。)をその内容に含む個人情報をいう。
- ④「特定個人情報等」とは、個人番号及び特定個人情報を併せたものをいう。
- ⑤「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- ⑥「個人情報ファイル」とは、個人情報データベース等であって、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
- ⑦「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
- ⑧「個人番号関係事務」とは、番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- ⑨「役職員」とは、本会の業務に直接従事している者をいう。

- ⑩「役職員以外の個人」とは、本会の依頼により本会が主催する会議、講習等における講師又は委員であって、その対価としての謝金の支払いを受ける者をいう。
- ⑪「事務取扱担当者」とは、本会において、個人番号を取り扱う事務に従事する者をいう。

第3条（本会が個人番号を取り扱う事務の範囲）

本会が個人番号を取り扱う事務の範囲は、次のとおりとする。

- ① 役職員に係る個人番号関係事務
- ・給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
 - ・雇用保険届出事務
 - ・労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
 - ・健康保険・厚生年金保険届出事務
- ② 役職員の配偶者に係る個人番号関係事務
- ・国民年金の第三号被保険者の届出事務
- ③ 役職員以外の個人に係る個人番号関係事務
- ・報酬等の支払調書作成事務

第4条（本会が取扱う特定個人情報等の範囲）

1 前条において本会が個人番号を取り扱う事務において使用される個人番号及び個人番号と関連付けて管理される特定個人情報等は、次のとおりとする。

- ① 役職員又は役職員以外の個人から、番号法第16条に基づく本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）及びこれらの写し
- ② 本会が税務署等の行政機関等に提出するために作成した法定調書及びこれらの控え
- ③ 本会が法定調書を作成するうえで役職員又は役職員以外の個人から受領する個人番号が記載された申告書等
- ④ その他個人番号と関連づけて保存される情報
- 2 上記各号に該当するか否かが定かでない場合は、事務取扱責任者が判断する。

第2章 安全管理措置

第1節 組織的安全管理措置・人的安全管理措置

第5条（組織体制）

- 1 本会の会長が指名する者を事務取扱担当者とする。
- 2 事務取扱担当者は、専務理事及び常務理事並びに経理担当職員とし、このうち、専務理事を事務取扱責任者とする。
- 3 事務取扱担当者は、特定個人情報等の保護に十分な注意を払うものとする。

第6条（事務取扱責任者の責務と監督）

- 1 事務取扱責任者は、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者の教育訓練、安全対策並びに周知徹底等を実施する責任を負う。

- 2 事務取扱責任者は、特定個人情報等が本規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第7条（取扱状況・運用状況の記録）

事務取扱担当者は、次の特定個人情報等の取扱状況、運用状況等をチェックリストに記録し保存する。

- ① 特定個人情報等の取得日
- ② 源泉徴収票・支払調書等の法定調書の作成日
- ③ 源泉徴収票等の本人への交付日
- ④ 源泉徴収票・支払調書等の法定調書の行政機関等への提出日
- ⑤ 特定個人情報等の保管場所
- ⑥ 特定個人情報等の廃棄日及び確認日

第8条（情報漏えい事案等への対応）

- 1 事務取扱担当者は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損による事故が発生したことを知った場合又はその可能性が高いと判断した場合或いは外部から質問・苦情等があった場合には事務取扱責任者に直ちに報告する。
- 2 報告を受けた事務取扱責任者は、速やかに事実関係の把握を行うとともに、必要に応じてその原因を調査したうえで安全対策の措置などの再発防止策を講ずるものとする。

第9条（取扱状況の確認）

事務取扱責任者は、特定個人情報等の取扱状況について、1年に一回以上の頻度で確認を行うとともに、必要に応じて安全管理措置の見直し及び改善を行うものとする。

第2節 物理的安全管理措置

第10条（特定個人情報等を取り扱う区域の管理）

本会の特定個人情報等を取り扱う区域は事務室内とし、その中でも事務取扱担当者以外の往来が少ない場所に事務取扱担当者の座席を配置するものとする。

第11条（機器及び電子媒体等の盗難等の防止）

本会は、特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、これら機器等をセキュリティワイヤー等で固定するか或いは施錠できるキャビネット又は書庫等で保管するものとする。

第12条（電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止）

- 1 本会における特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等の外部へ持ち出しは、次に掲げる場合を除き禁止する。

行政機関等への法定調書の提出等本会が実施する個人番号関係事務に関して個人番号利用事務実施者に対しデータ又は書類を提出する場合

- 2 事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、パスワードの設定や封筒に封入し鞆に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずるものとする。

第3節 技術的安全管理措置

第13条（アクセス制御・アクセス者との識別と認証）

本会における特定個人情報等へのアクセス制御及びアクセス者の識別と認証は、次のとおりとする。

- ① 特定個人情報等を取り扱う機器を特定し、その機器を取り扱う事務取扱担当者を限定する。
- ② 機器に標準装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御）により、情報システムを取り扱う事務取扱担当者を限定する。

第14条（外部からの不正アクセス等の防止）

本会は、次の各方法により、情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するものとする。

- ① 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する方法。
- ② 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する方法
- ③ 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する方法

第15条（情報漏えい等の防止）

本会は、特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等及び情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏えい等を防止するものとする。

- ① 通信経路における情報漏えい等の防止策
通信経路の暗号化
- ② 情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏えい等の防止策
データの暗号化又はパスワードによる保護

第3章 特定個人情報等の取得及び利用

第16条（特定個人情報の適正な取得）

本会は、特定個人情報の取得を適法かつ公正な手段によって行うものとする。

第17条（本人確認）

本会は、番号法第16条に定める各方法により、役職員又は第三者の個人番号の確認及び当該人の身元確認を行うものとする。また、代理人については、同条に定める各方法により、当該代理人の身元確認、代理権の確認及び本人の個人番号の確認を行うものとする。

第18条（特定個人情報等の利用目的）

本会が役職員又は第三者から取得する特定個人情報等の利用目的は、第3条に掲げた個人番号を取り扱う事務の範囲内とする。

第19条（特定個人情報の取得時の利用目的の通知等）

- 1 本会は、役職員又は第三者から特定個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を書面等で通知しなければならない。
- 2 本会は、利用目的の変更を要する場合、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知又は明示を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で特定個人情報を利用することができる。

第20条（特定個人情報ファイルの作成の制限）

本会が特定個人情報ファイルを作成するのは、第3条に定める事務を実施するために必要な範囲とし、これらの場合を除き特定個人情報ファイルを作成しないものとする。

第4章 特定個人情報等の保管

第21条（特定個人情報等の正確性の確保）

事務取扱担当者は、特定個人情報等を第18条に掲げる利用目的の範囲において、正確かつ最新の状態に管理するよう努めるものとする。

第22条（特定個人情報等に関する事項の本人への開示等）

本会は、特定個人情報等に関する事項を本人に開示することができるものとする。

第23条（特定個人情報等の保管制限）

本会は、第3条に定める事務の範囲における特定個人情報等は次の書類とし、この範囲を超える特定個人情報等の書類は保管しないものとする。また、次の書類の保管に当たっては、支払調書作成システムを含めその保管場所を特定し、適正に管理するものとする。

なお、法定調書の再作成を行うなど個人番号関係事務の一環として利用する必要があると認められるため、関連する所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期限を経過するまでの間保存することができる。

- ① 本会が、番号法上の本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）の写し
- ② 本会が、行政機関等に提出する法定調書の控え
- ③ 本会が、法定調書を作成するうえで事業者が受領する個人番号が記載された申告書等

第5章 特定個人情報等の提供

第24条（特定個人情報等の提供制限）

本会は、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報等を第三者（法的な人格を超える特定個人情報等の移動を意味し、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報等の移動は該当しないものとする。）に提供しないものとする。

なお、本人の同意があっても特定個人情報等の第三者提供ができないことに留意するものとする。

第6章 特定個人情報等の廃棄・削除

第25条（特定個人情報等の廃棄・削除）

- 1 本会は、第3条に規定する事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除するものとする。
- 2 事務取扱責任者は、事務取扱担当者が特定個人情報等を削除・廃棄したことを確認するものとする。

第7章 その他

第26条（罰則）

本会は、本規程に違反する行為を行った者に対し、本会の就業規則に従い懲戒解雇を含む処分、損害賠償請求の対象にすることがある。

第27条（改廃）

本規程の改廃は、理事会決議による。

附 則

本規程は、平成27年10月8日から施行する。